

テレビ共聴設備保守契約書（見本）

（以下『甲』という）と保守指定業者 株式会社ムラウチネットワーク（以下『乙』という）とはテレビ共聴設備（アナログの設備、以下『設備』という）の保守業務に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は、甲が所有する設備に対する保守業務を次条以下の約定により、乙に請け負わせ、乙はこれを受託する。

（所在地）

（施設名）

（施設規模） 世帯

（設備の定義） 設備とは共有の設備であって居住者個々の所有設備以外の設備をいう。

第2条 甲が乙に委託する保守業務（以下『保守』という）は、下記の通りとする。

1. 定期点検：乙は契約期間中、甲が所有する設備に対して「有線テレビ設備点検実施報告書」に基づき年1回の定期点検を実施するものとする。
2. 緊急保守：施設の異常や受信映像に乱れが生じた場合、甲は乙に連絡し乙は技術員を速やかに出張させ、調整・修理し正常な状態に復旧もしくは仮復旧する。
この場合の受付時間は午前8時から午後8時までとし、当日対応する。時間外受付に関しては、翌日対応とする。
3. その他：施設の増設・変更・改修工事・その他の施設に関する業務。但し、第2条-2・第2条-3について本設工事又は業務遂行に生じる費用については、第5条に定める費用の対象外とし、別途見積の上甲に工事实施の決定を委ねるものとする。

第3条 甲は、契約期間中に第2条の保守業務並びに乙が設置工事した設備に対する増設・変更・改修工事等の業務を乙以外の業者に請け負わせないものとする。

第4条 乙は、甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって保守業務を遂行しなければならない。

第5条

1. 第2条-1の定期点検に要する費用は金 円（消費税を含まず、以下この条において同じ）とする。
2. 甲は、契約時（第7条-1の但し書きにより期間延長した場合は契約時の応答月）に基本契約料として金 円を乙に支払うものとする。
3. 甲は、定期点検完了時に定期点検費の金 円を乙に支払うものとする。

第6条 乙は、甲の指示する手続きに従って第5条に定める費用に消費税を加算して甲に請求するものとし、甲は原則として請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

第7条 1. この契約の期間は
平成 年4月1日～平成 年3月31日迄の1年間とする。
但し期間満了前に、甲・乙、いずれからも何等の申し出がない場合は、この契約の有効期間をさらに1年延長するものとし、以後この例によるものとする。
2. 本契約を解除する時は、1ヶ月以上の予告期間を定め書面により相手方に通知し、双方協議の上決定するものとする。

第8条 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の身体・財産等に損害を与え、その間に紛議を生じた時は乙においてその措置に任じ、一切の責任を負うものとする。

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行につき疑義を生じた事項については、甲・乙協議の上定める。

契約の証として、この証書2通を作成し甲・乙各1通を保有する。

平成 年3月31日

甲

乙 東京都八王子市大和田町5-12-7

株式会社ムラウチネットワーク

代表取締役社長 村内 優典

電話 042-646-0102